

諮問番号：令和 2 年八重瀬町諮問第 16 号

答 申：令和 3 年 2 月 24 日

第 1 審査会の結論

審査請求人が平成 31 年 4 月 26 日に提起した処分庁八重瀬町長（以下、「処分庁」という。）による「平成 31 年 3 月 19 日付けの情報公開請求に対する回答。」に関する不作為の処分についての審査請求（以下、「本件審査請求」という。）は、却下されるべきである。

第 2 事案の概要

- 1 審査請求人は、処分庁に対し、平成 31 年 3 月 6 日、公文書公開請求書を提出した（以下、「本件請求」という。）。請求された公文書の内容は、「2017 年度、2018 年度、情報公開・個人情報保護審査会の開会されたことが分かる文書。」「同上、審査会の参加委員が分かる公文書。」である。（弁明書別紙 2）
- 2 処分庁は、本件請求について、平成 31 年 3 月 19 日、八重瀬町情報公開条例第 11 条に基づき、弁明書別紙 3 のとおり開示決定を行い、弁明書別紙 4 の開示文書を添付して審査請求人に通知した（以下、「本件処分」という。）。
- 3 審査請求人は、平成 31 年 4 月 26 日、「1. 当該不作為にかかる処分についての申請の内容及び年月日」「平成 31 年 3 月 19 日付けの情報公開請求に対する回答。」と記載した行政不服審査請求書を提出し、本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、令和元年 8 月 22 日付で審査請求人に対し本件審査請求の補正を命じたが、審査請求人はこれに応じなかった。
- 5 審理員は、令和 2 年 10 月 28 日、本件審査請求を棄却するのが相当との審理員意見書を提出した。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

八重瀬町情報公開・個人情報保護審査会の[]は、審査請求人との利害関係を理由に、審査会を欠席し、[]及び[]は、[]の審査会への欠席を承認した。

八重瀬町情報公開条例第 18 条第 6 項では、委員が申請人と利害関係者であれば、審

査会の承諾を得て辞退することができるとしているところ、委員が利害関係者であることを理由に上記審査会に欠席する場合には、予備委員を充当することとされている。

この点、平成29年第1回八重瀬町情報公開・個人情報保護審査会の会議議事録によると、予備委員の参加がないまま、■■■■、■■■■の2名で審査会を開催している。これは法令違反である。

中立公正であるべき審査会の委員である法律家が下した、その結論の真意を確認したい。行政運営を歪めた3名の委員の責任は大きい。

2 処分庁の主張

審査請求人は、開示された議事録に記載された会議の内容の違法を主張するところ、本件審査請求は、「平成31年3月19日付けの情報公開請求に対する回答。」に関する不作為の処分に対するものであり、文書の開示、非開示や開示の範囲についての主張はなく、本件処分そのものについて異議を唱えるものではない。

審査請求人は、不作為の処分について審査請求をしているようであるが、前述のとおり本件処分により文書が開示されており、不作為の意味が不明である。

したがって、審査請求人の主張には理由がなく、審査請求自体適法なものとはいえず、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審査会の判断

- 1 本件審査請求にかかる審査請求書において、「1. 当該不作為にかかる処分についての申請の内容及び年月日」「平成31年3月19日付の情報公開請求に対する回答。」と記載されていることからして、審査請求人は、行政庁の不作為を審査請求の対象としていると考えられる。

行政庁の不作為に対する審査を求めるのであれば、どのような申請に対して、行政庁がどのような処分を行うべきだったのかを審査請求人が主張すべきところ、審査請求人はこの点を全く明らかにしておらず、不作為に係る処分が何を意味するのか不明である。

また、処分庁においてこの点について補正を命じたところ、審査請求人は補正に応じなかった。

このように、「平成31年3月19日付けの情報公開請求に対する回答。」に関する不作為に係る処分という本件審査請求の請求内容が特定されていない。

- 2 審査請求人は、開示された議事録に記載された会議の内容の違法を主張しているところ、文書の開示、非開示や開示の範囲についての主張はなく、本件処分そのものについて異議を唱えていない。

この点、審査請求の対象となるのは、不服の対象となる処分であり、会議の違法性そのものが審査請求の対象となるものではない。審査請求人は、不服の対象となる処分を特定し、どのような裁決を求めるのかを明らかにする必要があるが、審査請求人の主張

からは、不服の対象となる処分が判然とせず、また、どのような裁決を求めるのかも明示されていない。

- 3 以上のように、審査請求人の本件審査請求は、審査請求の請求内容や対象が特定されておらず、不適法であると言わざるを得ない。

第5 調査審議の経過

審査会による審査審議の経過は次のとおりである。

令和2年11月30日審査庁から諮問の受理

令和2年12月10日審議

令和3年2月9日審議

第6 本件審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続について、違法または不当な点は認められない。

第7 結論

以上のとおり、審査請求人による本件審査請求は不適法であると認められ、本件審査請求は却下されるべきと考える。

以 上